

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会作業部会開催要綱

1 趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づくキャリアコンサルタント登録制度に関わる各機関の指定、登録、認定等の審査に当たり、審査事項のうち専門的事項について、専門的知見に基づく検討が必要であるため、学識経験者その他の有識者からなる「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設けているところ、特に更新講習の指定に係る審査事項のうち専門的事項について詳細な検討を行うため、検討会開催要綱 3 の（3）の規定に基づき、検討会の下に「更新講習（知識講習）作業部会」及び「更新講習（技能講習）作業部会」（以下単に「作業部会」という。）を設けることとする。

2 検討事項

- （1）更新講習（「更新講習（知識講習）作業部会」にあってはうち知識講習について、「更新講習（技能講習）作業部会」にあってはうち技能講習について）の指定に係る審査事項のうち専門的事項
- （2）その他（1）に関連する専門的事項

3 作業部会の構成

- （1）作業部会は、「職業能力開発専門調査員規程」（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号）に基づき、厚生労働省職業能力開発局長が委嘱する職業能力開発専門調査員により構成されるものとし、その構成員は別紙のとおりとする。
- （2）作業部会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- （3）作業部会には、必要に応じ、作業部会構成員以外の検討会の構成員が参画することができるものとする。

4 作業部会の運営

- （1）作業部会は、厚生労働省職業能力開発局長が構成員の参集を求めて開催する。
- （2）作業部会の庶務は、職業能力開発局キャリア形成支援課において行う。
- （3）作業部会は、特定の機関の調査を行うものであることから、原則として非公開とする。

(別紙)

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会
作業部会委員名簿

【更新講習（知識講習）作業部会】

氏名	所属等
北浦 正行	武蔵大学 客員教授
坂爪 洋美	法政大学キャリアデザイン学部 教授
田澤 実	法政大学キャリアデザイン学部 准教授
深町 珠由	独立行政法人労働政策研究・研修機構 キャリア支援部門主任研究員
藤井 博	東京経済大学経済学部特任講師

(五十音順)

【更新講習（技能講習）作業部会】

氏名	所属等
新目 真紀	職業能力開発総合大学校能力開発院准教授
石川 邦子	一般社団法人日本産業カウンセラー協会講師 一般社団法人日本産業カウンセリング学会監事
西條 秀俊	新潟大学教育・学生支援機構キャリアセンター准教授
下村 英雄	独立行政法人労働政策研究・研修機構 キャリア支援部門主任研究員
永作 稔	駿河台大学心理学部准教授
宮地 夕紀子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任講師

(五十音順)

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づくキャリアコンサルタント登録制度について、キャリアコンサルタントの資質を継続的に保証するためには、キャリアコンサルタント試験、その受験資格の一つである養成講習、登録制度及びその更新を行うために受講しなければならない更新講習等の質を維持することが重要である。

このため、キャリアコンサルタント登録制度に関わる各機関の指定、登録、認定等の審査に当たり、審査事項のうち専門的事項について、専門的知見に基づく検討が必要であるため、学識経験者その他の有識者からなる「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 登録試験機関の登録に係る審査事項のうち専門的事項
- (2) 指定登録機関の指定に係る審査事項のうち専門的事項
- (3) 養成講習の認定に係る審査事項のうち専門的事項
- (4) 更新講習の指定に係る審査事項のうち専門的事項
- (5) その他キャリアコンサルタント登録制度の運用に係る専門的事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、「職業能力開発専門調査員規程」（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号）に基づき、厚生労働省職業能力開発局長が委嘱する職業能力開発専門調査員により構成されるものとし、その構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会の座長は、必要に応じて検討会の下に作業部会を設置することができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、職業能力開発局キャリア形成支援課において行う。
- (3) 検討会は公開とする。ただし、特定の機関の調査またはその他の特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができる。

(別紙)

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会委員名簿

氏名	所属等
石崎 一記	東京成徳大学 応用心理学部 教授
小野 紘昭	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 理事 前 産業能率大学 経営学部 教授
川崎 友嗣	関西大学社会学部 教授
北浦 正行	武蔵大学 客員教授
○桐村 晋次	日本産業カウンセリング学会 特別顧問 前 法政大学キャリアデザイン学部 教授
下村 英雄	独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員
花田 光世	慶應義塾大学 名誉教授

○ = 座長

(50音順、敬称略)

(参考) キャリアコンサルタント登録制度における 検討会の位置づけについて

- 検討会においては、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に位置づけられたキャリアコンサルタント登録制度のうち、厚生労働大臣が行うこととされている
 - ・指定登録機関の指定
 - ・登録試験機関の登録
 - ・養成講習及び更新講習の認定・指定について、厚生労働大臣の審査に資するため、審査事項のうち特にキャリアコンサルティングに関する専門的事項について検討を行う。
- また、一度登録等した機関の適切性を担保するため、毎年提出される事業計画・報告や、登録等事項の変更について確認するとともに、必要に応じて改善を求めるなどの措置を厚生労働省に対し求める。

(キャリアコンサルタント登録制度の全体像)

